

# 青森県報

号外第七号

令和六年  
三月十二日  
(火曜日)

## 目 次

○青森県県税条例の一部を改正する条例……………(税務課) ……二

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第一号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の二第二項中「前項」を「前二項」に、「及び」を「、第四条の五及び」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 令和六年度以後の各年度分の個人の県民税に係る第三十六条の二の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当分の間、同条中「法第三十四条」とあるのは、「法第三十四条並びに法附則第四条の四及び第四十二条」とする。

附則第四条の九中「附則第四条の六第一項」を「附則第四条の八第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭